

事業名	薬事指導監視費	財務コード (事業)	087004
-----	---------	---------------	--------

細事業名	医薬品等備蓄事業費
------	-----------

担当部課室	福祉保健 部 衛生薬務 課 薬務 担当 (内線)	3453
-------	--------------------------	------

I 事業の概要

実施期間	始期 S39 年度 ~ 終期 年度		
実施主体	県(委託)(直営)		
事業の目的	誰(何)を対象に 患者	その対象をどのような状態にして 必要な医薬品が供給されている	結果、何に結びつけるのか 緊急時の医療の確保
	事業の内容 ※主に23年度 ○災害用医薬品等の備蓄保管管理の委託 地震等の災害発生時における医療救護に必要な医薬品等の流通備蓄を山梨県医薬品卸協同組合に委託し、県医療救護対策本部の要請により医療機関に引き渡す。平成23年度は抗生物質、止血剤、輸液セット等61品目の備蓄を委託している。 ○国有ワクチンの保管管理の委託 ガスエソ発生時の緊急の需要に応ずるため、ガスエソウマ抗毒素を薬局等の3施設に各1個の保管を委託している。 ○抗インフルエンザウイルス薬の備蓄 厚生労働省が平成17年11月に策定した「新型インフルエンザ対策行動計画」において、治療に必要な抗インフルエンザウイルス薬を国と都道府県で備蓄することとされ、本県でも平成18・19年度の2か年でタミフルを72,750人分を購入した。また、平成21年1月の行動計画の改定により、平成21～23年度の3か年で追加購入し、平成23年度末には本県の備蓄目標量の172,300人分(タミフル132,700人分、リレンザ39,550人分)を備蓄している。 ※患者…大規模災害発生時又は新型インフルエンザによるパンデミック時に治療が必要な患者 パンデミック…ヒトからヒトへ感染して広がり、急速な世界的大流行を起こすこと。		
根拠法令等	災害救助に必要な医薬品等の調達に関する協定書、山梨県生物学的製剤供給要綱、山梨県新型インフルエンザ対策行動計画		

II 事業の目標、実施状況等(事業実績及び成果の達成状況)

事業の実施状況と目標の実現度	22年度	23年度		24年度	25年度	事業目標の考え方
	実績値	目標値	実績値	見込値	目標値	
活動指標	・災害用医薬品等備蓄保管委託先数	6施設	6施設	6施設	6施設	活動指標 目標設定の考え方 協定書、要綱、新型インフルエンザ対策行動計画から目標値を設定 データの出典等 実績数値、予算見積書
	・ガスエソウマ抗毒素保管委託先数	3施設	3施設	3施設	3施設	
	活動指標達成率(実績値/目標値)			%		
成果指標	・災害用医薬品等備蓄品目数	61品目	61品目	61品目	61品目	成果指標 目標設定の考え方 新型インフルエンザ対策行動計画から目標値を設定 データの出典等 予算見積書
	・ガスエソウマ抗毒素保管数量	3本	3本	3本	3本	
	・抗インフルエンザウイルス薬備蓄数量	138,750人分	172,300人分	172,300人分	172,300人分	
成果指標達成率(実績値/目標値)			%			
決算額、予算額	68,731		93,749	1,299	102,004	成果指標によらない成果 災害用医薬品、ガスエソウマ抗毒素、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄や保管管理が適正に行われることにより、災害時等に県民が適切な医療の提供を受けることができる体制が整えられている。
(千円) うち一財額	68,068		93,086	0	99,807	
所要時間(直接分)	55 時間		55 時間	46 時間	46 時間	
所要時間(間接分)	時間		時間	時間	時間	
所要時間計	55 時間		55 時間	46 時間	46 時間	
人件費コスト 単位:千円 (@2,021円×所要時間)	111		111	93	93	

III これまでの事業の見直し・改善状況

平成21年1月の厚生労働省の新型インフルエンザ対策行動計画の改定により、平成23年度末までに、本県の備蓄目標量の172,300人分の備蓄を確保した。

IV 活動量と成果の判断(平成23年度の業績評価)

(1) 事業は予定された活動量を上げているか。(「活動指標の達成率」等から、事業の活動量を判断)		
数値判定 H23年度 活動指標 達成率	活動量に係る 一次評価	活動量に係る一次評価の考え方 ※数値判定と一次評価とが異なる場合等に記入すること 災害用医薬品、ガスえそウマ抗毒素及び抗インフルエンザウイルス薬とも目標としている数量を備蓄しており、 予定どおりの活動量を上げている。
	b	

a: 予定を超えた活動量がある(120%以上)。 b: 予定どおりの活動量がある(80%以上120%未満)。 c: 予定したほど活動量がない(40%以上80%未満)。 d: 予定した活動量に著しく足りない(40%未満)。

(2) 事業は意図した成果を上げているか。(「成果指標の達成率」、「成果指標によらない成果」から事業の成果を判断)		
数値判定 H23年度 成果指標 達成率	成果に係る 一次評価	成果に係る一次評価の考え方 ※必ず記入すること 災害用医薬品、ガスえそウマ抗毒素及び抗インフルエンザウイルス薬の備蓄が目標とする数量(61品目、3本、 172, 300人分)を確保し、災害時等に県民が適切な医療の提供を受けることができる体制が整えられていること から意図した成果を上げている。
	b	

a: 意図した成果を十分に上げている(120%以上)。 b: 意図した成果はほぼ上げている(80%以上120%未満)。 c: 意図した成果は十分ではないが、対象や方法の改善により成果の向上が見込める(40%以上80%未満)。 d: 意図した成果が十分でなく、成果を上げる方法も見あたらない(40%未満)。

V 見直しの必要性(平成25年度に向けた改善等の考え方)

一次評価(担当部評価結果)		
見直しの必要性	説 明	IV以外の 判断項目
無		

・「IV以外の判断項目」の欄

○必要性(a.目的の達成 b.新たな課題への対応 c.対象の変化 d.ニーズの変化 e.法律・制度の改正) ○官or民(f.民間等実施) ○官の役割分担
(g.市町村等へ移管) ○効率性(h.外部委託 i.経費削減 j.類似事業と統合・連携 k.所要時間の縮減 l.プロセスの改善) m.その他

二次評価(担当部局再評価結果) ※行政評価アドバイザー会議(外部評価)での指摘事項を踏まえた担当部局による再評価		
追加・修正意見等	説 明	IV以外の 判断項目

・「IV以外の判断項目」の欄は、上記と同様とする。

VI 見直しの方向(平成25年度当初予算等での対応状況)

見直しの方向	具体的な実施計画等
現行どおり	

・見直しの方向は、「廃止」「一部廃止」「終期設定」「休止」「他事業と統合」「縮小」「拡大」「実施方法等の変更」「改善済み」の中から選択し、V見直しの必要性を踏まえ、具体的な実施計画等を分かりやすく記載すること。なお、見直しがない場合は、「現行どおり」と記載し、必要に応じてその理由を記載すること。